

その他

2022年4月1日現在

商 品 名	快適ライフローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> • 当金庫の会員となれる方 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地区内に住所又は居所や事業所を有する個人の方 ②当金庫の営業地区内において勤務に従事されている方又は地区内に事業所を有する者の役員の方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき会員になることができます。なお、会員になっていただかなくても、ご融資させていただくことが可能な場合もございます。 • 健康保険に加入されている方 • お申込時年齢が満20歳以上65歳以下の方 • 信用事故のない方 • 現在のお勤め先に2年以上勤務されているか、又は同一場所で同一業種を2年以上営業されている方、又は年金を受給されている方 • 固定電話又は携帯電話を所有され連絡のとれる方 • 安定継続した収入のある方 • 日本国籍を有する方または永住者もしくは特別永住者の方 • 一般社団法人しんきん保証基金（以下「しんきん保証基金」という。）の保証が得られる方
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> (1) 冠婚葬祭資金 <ul style="list-style-type: none"> ①結婚式費用（新婚旅行費用を含む） ②葬儀費用 (2) 耐久消費財購入資金 <ul style="list-style-type: none"> ①大型電化製品 ②家具 ③墓石 ④介護用具購入費用等 (3) 海外旅行資金（大手旅行会社取扱の旅行） (4) 公的資格取得資金（公的資格取得のための厚生労働省認定講座受講料等） (5) その他物品購入資金（金庫が妥当と認めた物品の購入費用等） (6) 被相続人名義のしんきん保証基金保証付ローンの決済資金（法定相続人に限定） (7) 本件貸出にかかるしんきん保証基金への一括保証料
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> • 10万円以上500万円以内（1万円単位） ただし、しんきん保証基金のご利用額（他の信用金庫を含む）の合計が3,000万円以内
ご利用期間	6か月以上8年以内（6か月単位）
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> • ご本人確認資料 運転免許証（未取得の場合は現住所記入済みのパスポートか写真付住基カード等）及び健康保険証 ※日本国籍以外の方は、本人確認資料に加えて、永住者または特別永住者であることを確認できる資料が必要です。 • 資金使途確認資料 見積書・注文書・請求書・領収書等資金使途が確認できる書類 • 融資金額が100万円を超える場合は所得証明資料が必要です。

次ページへつづく

ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利です。（信金中金短期プライムレート + 6.00%） ・当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ・店頭でお問い合わせいただくか、当金庫ホームページ「金利一覧」をご覧ください。 ・ご融資利率は金融情勢などに応じて変更されることがございます。 ・<u>適用されるご融資利率は、お申し込み時ではなく実際にお借入れいただく日の信金中金短期プライムレートに基づくご融資利率が適用されます。</u> （場合によってはお申し込み時の利率と異なる場合がございます。） <p>【変動金利の基準金利】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信金中金短期プライムレートを基準とする変動金利となります。 <ul style="list-style-type: none"> ①ご融資時の適用利率は、3月1日又は9月1日現在の信金中金短期プライムレートを基準に、各4月1日又は10月1日に変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合には、それ以外の日に適用利率を変更することがございます。 ②ご融資後の適用利率は基準金利（信金中金短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、又は引き上げられます。ご融資後の利率の変更は4月と10月で新利率は各翌々月の約定返済分から適用いたします。 ただし、ボーナス月増額返済併用の場合は、変動後最初に到来するボーナス月の翌月返済分から適用いたします。 										
金利優遇	<p>下記のお取引がある場合には店頭金利から金利を優遇いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①カードローン ②公共料金又はクレジットの自動振替 <p>上記2項目のうち、いずれか一方の取引がある場合は1.00%、両方とも取引がある場合は、1.50%の金利優遇いたします。</p>										
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もご利用いただけます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%以内とさせていただきます。 ・ボーナス月増額返済は6か月ごとのご指定月にさせていただきます。 ・ご返済日は毎月2日又は22日のいずれかを選択していただけます。 										
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・必要ございません。 										
振込指定等	<p>ご指定が必要です。 ※ただし、融資金の20%または50万円のいずれか大きい金額までは振込を免除することが可能です。</p>										
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料は金利に含まれています。 										
手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要ございません。 										
印紙代	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭消費貸借契約証及び変動金利特約書には所定の印紙税が必要となります。 (単位：円) <table border="1" data-bbox="432 1872 1174 1939"> <tr> <td>ご融資期間</td> <td>～10万円</td> <td>～50万円</td> <td>～100万円</td> <td>～500万円</td> </tr> <tr> <td>印紙税</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>1,200</td> <td>2,200</td> </tr> </table>	ご融資期間	～10万円	～50万円	～100万円	～500万円	印紙税	400	600	1,200	2,200
ご融資期間	～10万円	～50万円	～100万円	～500万円							
印紙税	400	600	1,200	2,200							

次ページへつづく

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。</p> <p>公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • お申込みに際しましては、事前の審査をさせていただきます。結果によりましては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 • ご返済の試算など詳しくは当金庫の営業店窓口にお問い合わせください。またホームページでもご確認いただけます。

北おおさか信用金庫